

議案第95号

訴訟上の和解について

横浜地方裁判所川崎支部平成22年（ワ）第1016号騒音差止等請求事件について、次のとおり和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

平成25年6月6日提出

川崎市長 阿部孝夫

- 1 事件名 横浜地方裁判所川崎支部平成22年（ワ）第1016号騒音差止等請求事件
- 2 当事者 原告 * * *
原告 * * * *
被告 川 崎 市
被告 公益財団法人かわさき市民活動センター

3 和解内容

原告らと被告らは、本件について、野川こども文化センター（以下「本件センター」という。）近隣住民の平穏な生活環境維持と本件センターの設置目的である児童の健全な育成のための利用との調整を図るため、次のとおり、和解をする。

- (1) 被告公益財団法人かわさき市民活動センター（以下「被告センター」という。）は、被告川崎市と協議し、了承を得たので、本件センターにおける児童らの安全な利用と近隣住民の平穏な生活環境維持とを実現するため、

月に1日（原則として第4日曜日）、本件センター内のプレイパーク（以下「プレイパーク」という。）の利用を休止し、プレイパーク内の遊具設備等の点検及び敷地の整備、清掃等を行う日を設ける。

(2) 被告センターは、被告川崎市と協議し、了承を得たので、本件センターにおける児童らの安全な利用を図るため、プレイパークの利用時間を4月1日から9月30日までの間は午前9時30分から午後5時30分まで、10月1日から3月31日までの間は午前9時30分から午後5時までとして運営する。

(3) 被告センターは、利用者がプレイパーク内で火炊きを行う場合には、煙が上がらない燃料を使用するように注意を呼びかけることとする。

(4) 被告センターは、プレイパークの水まきを、原則として1日2回程度行うこととする。

(5) 被告センターは、本件センターの近隣住宅との境界付近の樹木について、年1回^{せん}剪定を行うこととする。

(6)

ア 被告川崎市は、原告***に対し、原告***が、平成26年2月末日までに防音設備（窓）を設置し、工事を完了させることを条件に、和解金として80万円の支払義務があることを認める。

イ 被告川崎市は、原告***に対し、前号の金員を、原告***が防音設備の設置工事の完了を報告した1箇月後に、原告***名義の預金口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告川崎市の負担とする。

ウ なお、被告川崎市と原告らは、平成26年2月末日までに、原告***において、防音設備（窓）の設置工事の完了を報告しなかった場合には、本条項が当然に失効することを確認する。ただし、大災害やこれに

類する原告らの責めに帰せざる事由により上記設置工事が遅延した場合はこの限りでない。

- (7) 被告センターは、本件センターの利用者が原告ら宅を含む近隣環境に配慮した施設利用を行うよう、本件センターの管理・運営を行うことに努める。
- (8) 被告ら及び原告らは、双方の立場を理解して、プレイパークにおける現状の騒音問題を含む問題について、一定の措置が採られたことを確認して本和解を成立させることとし、今後は、プレイパークの利用方法等に関する問題が生じた場合には、運営協議会の開催する会議のみを通じて、プレイパークの利用方法等に関する問題を協議し、本件センターの設置目的である児童の健全な育成のための利用と近隣住民の平穏な生活環境維持にそれぞれ配慮しながら、解決を図っていくものとする。
- (9) 原告らは、その余の請求を放棄する。
- (10) 原告らと被告らは、原告らと被告らとの間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (11) 訴訟費用は各自の負担とする。

4 和解理由

本事件は、横浜地方裁判所川崎支部から職権による強い和解勧告がなされたこと及びこの和解により原告らと被告らとの間の紛争が早期に解決することを勘案し、和解しようとするものである。

参考資料

事 件 の 概 要

- 1 原告***及び原告****（以下「原告ら」という。）は、平成8年1月2月6日、川崎市野川こども文化センター（以下「本件センター」という。）の隣地に転入して以来、本件センター内のプレイパークで遊ぶ児童らの発する声や物音（以下「本件騒音」という。）等の問題について、本市及び公益財団法人かわさき市民活動センター（以下「本市ら」という。）に対策を講ずるよう要請を行い、本市らは、本件騒音の軽減等のため、野川こども文化センター運営協議会を通じての話し合いや滑り台の撤去等を行ってきた。
- 2 平成21年6月19日、原告らは、本件騒音の状況が変わらず、原告らに精神的損害を与えているとして、本市らに対し、人格権に基づき、一定限度を超える騒音を原告ら側に到達させてはならない旨の仮処分を横浜地方裁判所川崎支部（以下「裁判所」という。）に申し立てた。
- 3 平成22年5月21日、裁判所は、本件騒音が受忍限度を超えているとは認め難く理由がないものとして、当該仮処分の申立てを却下した。
- 4 平成22年9月3日、原告らは、本件騒音が受忍限度を大幅に超えていることは明らかであり、平穩に生活を送る権利が侵害されているとして、本市らに対し、騒音差止め及び損害賠償を求める訴訟を裁判所に提起した。
- 5 本訴訟は、係属して以来、20数回の口頭弁論等を経て、裁判所から職権による強い和解勧告がなされたものである。